

ユネスコスクール加盟方法

加盟資格

- 就学前教育機関・小学校・中学校・高等学校・技術学校・職業学校、教員養成機関は、国公立を問わずユネスコスクールに加盟することができます。
- ユネスコの理念に沿った取組を継続的に実施していることが必要です。

加盟校に求められること

- 法的拘束・義務などはありませんが、「ユネスコスクールガイドライン」を踏まえた各学校の積極的な活動が求められます。
- ユネスコやその関係機関・団体が行う様々な活動に参加すること。
- 年に一度、日本ユネスコ国内委員会に報告書の提出が必要です。
- ユネスコ本部が立ち上げているオンラインツールシステム(OTA)の各加盟校のページにおいて、活動内容を発信していくことやOTAを通じた国内外の学校との活発な交流が重要です。

申請方法

- 加盟申請から、承認までの流れは次ページのとおりです。加盟希望校が、OTAにおいてInterest Formを記入する際はすべて英語での記載が必要です。
- 加盟希望校は、原則1年間、ASPUVivNetの助言を得つつ、ユネスコスクールガイドラインに沿った活動を実施し、その間の活動報告書(様式は別途指定)を日本ユネスコ国内委員会に提出することが必要です。提出後、国内委員会において、報告書により実績を確認し、ユネスコ本部に正式に加盟申請手続を実施することとなります(年1回)。

お問い合わせ先

ユネスコスクール事務局

公益財団法人ユネスコ・アジア文化センター(ACCU)※注1
〒162-8484 東京都新宿区袋町6(日本出版会館内)
TEL:03-3269-4559 FAX:03-3269-4510
E-mail:webmaster@accu.or.jp

- ユネスコ本部ユネスコスクールオンラインツールシステム(Online Tool for ASPnet; OTA)
<https://aspnet.unesco.org/en-us>
- ユネスコスクール公式ウェブサイト
<http://www.unesco-school.mext.go.jp/>

※注1:「平成29年度日本／ユネスコパートナーシップ事業」においてユネスコスクール事務局業務を委託予定

申請から加盟まで

市町村立学校※注2
の場合

都道府県及び
政令指定都市立
の学校※注2の場合

私立学校※注2、
各種学校
の場合

国立の学校※注2・
教員養成大学等
その他学校の場合

ユネスコスクールオンラインツールシステム (OTA) 上のInterest Formに必要事項を記入 (英語: 随時)
<https://aspnet.unesco.org/en-us/Pages/Request-to-be-a-member.aspx>

日本ユネスコ国内委員会のユネスコスクールナショナルコーディネーターに届いた加盟希望校の情報を、
ユネスコスクール事務局がASPUivNet担当大学へ連絡するとともに、

加盟希望校へASPUivNet担当大学を紹介

**加盟希望校は、ASPUivNetの助言を得ながら、チャレンジ期間(1年程度)の活動を行い、
期間後、各校が活動報告書(様式有)を作成**

※チャレンジ期間中は、ユネスコスクールガイドラインに沿った活動を実施

※チャレンジ期間活動報告書には、ASPUivNet担当教員のコメント欄への記載が必要です。

市町村教育委員会へ提出

都道府県(政令指定都市)教育委員会へ提出

都道府県知事部局へ提出

日本ユネスコ国内委員会事務局へ提出 (毎年6月末に活動報告書提出)

チャレンジ期間の活動内容を踏まえて正式申請の手続を取ることとなるため、教育委員会等を通じて日本ユネスコ国内委員会へ提出された後、必要に応じて、資料の追加提出・加筆・修正・再提出が求められる場合があります。

日本ユネスコ国内委員会事務総長(文部科学省国際統括官)からユネスコ本部に正式に加盟申請※注3

加盟承認書がユネスコ本部より日本ユネスコ国内委員会事務総長宛に送付

日本ユネスコ国内委員会事務局より各教育委員会・知事部局へ
加盟承認書を送付。各教育委員会・知事部局より各学校へ加盟
承認書を送付。

日本ユネスコ国内委員
会事務局より各学校へ
加盟承認書を送付

※注2: 学校＝小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校、幼稚園を指します。

※注3: 毎年8～9月めどにユネスコ本部へ正式加盟承認手続を実施しますが、ユネスコ本部での手続きに半年以上かかることがあります。